

## 議長定例記者会見 会見録

日時：平成 24 年 3 月 12 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

### 冒頭の発言事項

- 東日本大震災一周年追悼式への参加について

### 質疑項目

- 震災がれきの処理について
- 予算編成プロセスの見直しについて
- 議員報酬について
- 来年度予算案について
- マラソンの野口みずき選手について
- 県議会図書室について

### 1 発表事項等

#### ○東日本大震災一周年追悼式への参加について

(議長) おはようございます。ただ今から、3月の議長定例記者会見を開催させていただきます。

本日は発表事項は特にございませませんが、昨日、東京で開催されました政府主催の「東日本大震災一周年追悼式」に、全国議長会会長として出席をしてまいりました。

これは、東日本大震災が極めて多数の犠牲者を出し、国民生活に多大な影響を及ぼした未曾有の大災害であることに鑑み、発災1年を機に、国として被災者を追悼する式典を天皇皇后両陛下のご臨席の下、開催されたものでございます。

当日は、発災時刻である14時46分に黙とうをした後、天皇陛下のお言葉をいただき、参加者により献花を行ったところでございます。

私からの発表事項は以上でございます。

## 2 質疑応答

### ○震災がれきの処理について

(質問) 3点お願いします。まず震災関連で、がれきの処理について、県議会としては、対応はどうされますか。

(議長) 前回のですね、一般質問でもそういう話があり、また、代表者会議等でも議員からいろんなご意見がありました。私ども正副もですね、先般、宮城の方にも行ってまいりましたが、依然として、遅々として進まない、そのがれきの処理というのをですね、どうやっていくんだらうと、本当に胸を痛めておるところであります。そんな中で、政府もですね、やっとなれわれ議長会としても政府に対して物申しておりますが、全国紙一面にですね、ああいったがれき処理についてお願いしたいというような、そんな広告も出ておりましたし、オールジャパンでやっぱり進めていかなきゃいけない、そんなふうにも思います。それと先般、全国知事会の会長であります京都の山田知事のところへ行ってまいりました。で、がれき処理の話をししたんですが、関西広域連合としてですね、やっぱり前向きにこれは捉えていかなきゃいけないんじゃないかな、そんなお話もしておりましたので、以前よりは少し前に進むんじゃないかな、こんな感じは致しております。われわれ県議会としてはですね、知事は今中立というようなことの立場であります。じゃあ中立でこのままでいいのかということだと、そうではないと。やはり、県の施設ではありませんが、市町に対してですね、執行部側も、また、われわれ議会サイドもさらに検討しながら、がれきの処理についてはですね、もう一度議論をしながら住民によく説明して、一歩でも前に進んでいかなきゃいけないんじゃないかな、そんなことを昨日式典に出席させていただいてですね、感じた次第であります。

(質問) 三谷議員も総括質疑でですね、かなり強い感じで、受け入れるべきだと強く言われましたけれども、議長の今の発言はそれと同じようなぐらいのレベルのものなんですかね。

(議長) 私がですね、合議体の一員でありますから、私個人も。まあ、それぞれの議会で決定していただくわけですが、やはりですね、このまま見過ごすわけにはいかないんじゃないかなというようなことを個人的には思っております。オールジャパンで、先程申しましたようにですね、オールジャパンで取り組まなきゃいけないということを思っておる一人でありますけども、そのコーディ

ネットするのはじゃあ誰かといったら、やっぱり国だと思うんですね。国がコーディネートをして、47 都道府県、まあやってる所もあるんですが、そこの連携を密にしながらですね、各市町と今後どうやって話していくかと、協議していくかと、そういうところに進んでいくんじゃないでしょうか。

(質問) 議会としての役割はもうちょっと具体的にどうするんですか。

(議長) 議会としての役割というのは、やはり執行部と協議をしていくと。で、この処理を県内ですね、どれくらい施設があるんでしょうか、24 か 25 くらいあるんでしょうか。その施設をですね、どう活用していくかというようなことも含めてですね、議論していつてもらいたいなということを執行部にさらに申し上げていくということが必要かなというふうに思いますが。それとわれわれ県議会議員一人一人はですね、それぞれの選挙区があるわけですね。その選挙区の中には住民の方々に、いわゆる放射能の問題で懸念をされている方というのもしらっしゃると思います。そういうことも含めてですね、今度は自分の選挙区でですね、行政の方にもですね、協議をしてもらえばどうかなというようにそんなことも思っておりますけども。

(質問) それは、例えば各選挙区の住民の説得等に、県議の方とかその辺が説明してもやぶさかではないという、とらえ方ですか。

(議長) それは当然ですね、県議も県民市民の一人でありますから、町民の一人でありますから、そこのですね、行政体にどう関わっていくかということもこれから考えていかなきゃいけないんじゃないかな、というふうに思っておりますが。国が環境大臣、細野環境大臣がですね、党の代議士会だったでしょうか、それぞれの選挙区に帰って説得するように、というようなそんなお話があったようでございますが、われわれ県議会議員にしてもですね、それぞれの選挙区で住民の人たちとこの問題について、考える場を持つということは必要じゃないかなというふうに思います。

(質問) 他県とか国がどうのこうのとかな言うよりも、まずその 47 それぞれ都道府県があつて、しかもそこに市町があつてですね、基本のごみ処理、がれき処理そのものの施設っていうのは、県内では町の部分は大したことはなくて、200 何トンかそこらで、要は市の施設の方が大きいわけですよ。となると、これだけ県議会が、市議会とかあるいは町村の議会とも交流されていて、逆に言

ったらそれぞれの市町がですね、そのがれき受け入れのときには当然、議会の承認等がある程度、諮られる部分があるんで、県議会が音頭を取ってですね、そのところを先にやられるとか、そういうご意向はないんですか。

(議長) 県議会がそのオーガナイザーというかですね、音頭を取るっていうことまでは考えておりませんが、代表者会議等でですね、話がまとまれば、何らかのアクションができるんじゃないかなっていう、そういうふうに思っております。

(質問) 期限についてはどう思われますか。もう去年の秋口からその話はあつてですよ、それぞれ国がやるとか、あるいは地元でいろいろ市長会やるとか町村会やるとかいう形でやってきてるから、ここまで1年延びてるわけですよ。そのままいくとすぐ1年や2年、またたちますわね。そういう時間が迫ってるということに対しては、何らかのアクションを起こそうというお気持ちにはならないですか。県議会全体の話ですけど。

(議長) 県議会全体がですね、醸成してくれば何らかの動きが出てくるんじゃないかなということを期待を致しておりますけども。

#### ○予算編成プロセスの見直しについて

(質問) 2点目なんですけども、知事が予算の編成のプロセスを見直しについて提起してますけども、包括配分方式、議長はどういうふうに思われますか。

(議長) 具体的にどういった。

(質問) 今までのやり方だったら、予算全体を削減できないと。ですから、各部局に配分している今の方式にも課題があるのではないかと、というふうに言ってますけども。

(議長) それもですね、長い間、そういったことで来たわけですけども、われわれも予算についてはですね、それぞれ議員が関心があり、予算決算の委員会等でもですね、いろんなご意見がありましたが、全体で、例えば代表者会議等でですね、そういった件について、もう少し考えた方がいいというようなことがあれば、執行部に対して申し出ていくということになろうかなと思っております、今のところはですね、まだそのようなことの提案というのが、代表者会議等で

提案されていないということですので、今後の推移を見守っていくと、そういうことになろうかなと思います。

### ○議員報酬について

（質問）最後にですね、議員報酬の件で、調査会の方から報告出ましたけども、それとは別に代表者会議の方で、調査会の案とは別に削減するべきだというような意見が少数会派から出ましたけども、あの取り扱いはどうなってますか。

（議長）ご承知のとおりですね、先般、報酬等在り方調査会であのような提案が出されました。あれは三重県議会議員の活動に対してですね、対執行部の代表である知事と比較して、われわれ議会議員の活動について評価してもらったという結果、あのような結果が出たわけですね。それは当然ですね、知事の方にも届いているでしょうし、知事は知事でお考えがあつて、まだ聞いておりませんが、報酬審議会にかけるかかけないか、今後どうするかということは、これからの話であると思います。それと今、記者さんからご提案がありましたようにですね、今後、議員の報酬等についてどうするんだという話であります。これもですね、今、在り方調査会で政務調査費の話がですね、現在進行形でございますので、それとも合わせながら、今後どうやっていくかということは、代表者会議で議論になっていくのかな、そんな感じを致しております。

（質問）そうすると、代表者会議で鷹山、公明から、調査会案とは別に削減するべきだというのは保留という形なんですか。政務調査費の結論が出る6月まで。

（議長）正式な議題に上がればですね、議論してもらえばいいわけで、私がここで削減するとかしないとかいうことは、なかなか申し上げられませんが。現在進行形です。

### ○来年度予算案について

（質問）当初予算なんですけど、ボランティア基金と南部活性化基金、共に附帯がどうも付きそうなんですけど、この結果、過程を含めて議長のご感想があれば。

（議長）活発な議論が展開されました。本会議でもそうですし、また委員会等でもですね、この件については議論があったわけで。確かにですね、各委員か

ら基金に積むのはいかなものだろうかというようなことがあって、今後ですね、最終日まで議論がされていくわけでありまして、その様子をですね、注視をしていきたいなど、そんなふうには思っております。それとあと、市町の首長さんやまた議会からもですね、この件についてはいろんな要望もございまして、それも当然行政側にも伝わっておるわけでありまして、いい方向でいってくればなど、そんなふうには思います。

（質問）全般にこれとあと、学童保育というか放課後児童クラブとか、予算そのものが市町の現場の部分の削りやすいところから削っている。額はそう大したことないけれども、削られると結構市町はやっぱり厳しいと。片やこのボランティア基金にしても、市町のことを実際、現場を踏まえているようで割と机上の空論で終わっている部分があって、ある意味今年度当初予算というのは、市町の実情に合わせた形で県が組んでるんじゃないかと、どうもそこと乖離した形で組んでるような気が私はするんですけど、議会にもそういう雰囲気はあると思うんですが、その辺、当局側への注文みたいなものは何かお感じになりますか。

（議長）執行部側もですね、市町に対して事前によく説明しなかったのは非常に残念だと。残念だというよりもですね、申し訳なかったというようなそんなようなコメントも出ているようでもあります。全くそのとおりでありましてですね、これを県が予算を付けなかったということによって、市町ですね予算組みも変わってくるということもあたりして、それによってまた、その市民、町民の方たちにもですね、影響を与えるというようなことがあったとしたら、それは非常に得策ではないな、そんなふうには個人的には思います。従って今後ですね、市町の要望をよく事前に把握しながらですね、もしそういった要望に対して県が予算付けについて、よく事前に説明するということが今後の予算編成についてですね、非常に大事なことかなと、そんなふうには感じます。

（質問）全般にこの当初予算が原案可決でなくて、修正決議っていうところまではまだ至らない。

（議長）そうですね。

（質問）まだ至らないんですね。

(議長) そうですね、修正決議まではいかないと思います。

### ○震災がれきの処理について

(質問) 最初のがれきの話に戻ります。今住民の方が不安に思っているのは、いわゆる放射能の安全性のことなんだと思うんですけども、やはりその基準に関しては国が主導権を持つべきなのか、もしくは住民の説得のために必要なものならば、例えば地方自治体も、その基準について説明を積極的にするべきなのか、議長の考えをお聞かせください。

(議長) 私はですね、放射能の安全の基準についてのバロメータというんですかね、それはやっぱり国がやるべきだというふうには思います。安全なものをそれぞれの47都道府県でというふうにおっしゃっているわけですから、その安全なものの基準をですね、示すのはやっぱり国なのかなと、そんなふうに思います。努力していただいていると思いますが、まだまだ県民、市民の皆さんには、そこのところクリアされていないのが現状であるわけでありまして。

(質問) 議長が宮城県庁に行かれた時の話だと、もう少し議長は慎重だったと思うんですけども、今日はちょっと、かなり踏み込んだ感じで、変わったのはどうしてでしょうか。

(議長) あれからどれくらいたったんでしょうか。だんだんとですね、今の日本国民のがれきに対する気持ちというのが、少し前向きになってきたのかなと、そんな感じが致します。それとあと、昨日の式典に参加させていただいて、なおかつ、昨今のテレビ報道であの現状を見ると、これはやっぱりオールジャパンで真剣に考えていかなきゃいけないんじゃないかな、ということを強く感じた次第でありますので、今日は自分の胸の内をですね、少し述べさせていただきます。

### ○来年度予算案について

(質問) 予算の話なんですけども、県警の通学路の横断歩道や道路標識を整備する事業で、当初予算の額が23年度比約5,500万円削減されて市町が困っているという話があるんですけども、それに対するお考えと、議会としてどう対応していくかということについて、教えてください。

(議長) ごめんなさい、今の県警の5,500万円の道路標識の件についてですね、

あまりコメントっていうかですね、それは必要なものは当然予算付けなきゃいけないんでしょうけども、今の件についてですね、私がここでどう思うかということなんですけども、それぞれ必要なものは予算付けていくわけですけども、ただ、こういった経済状況の中でですね、減額しなきゃいけない理由というのがやっぱりあったのかなと、いうふうには思います。答えになっているかどうかちょっと分かりませんが。

## ○マラソンの野口みずき選手について

(質問) 昨日の名古屋の女子マラソンの野口選手が6位ということで、そのご感想があればお聞かせください。

(議長) ちょうど私、式典に出てましてですね、その様子はちょっとテレビで見てなかったんですが、家へ帰って結果見て、残念だったなというふうに思います。だけど、お父さんお母さんが一生懸命応援されたという、そんなお姿が新聞報道されておりましたし、本人もマラソンをあきらめないというようなことも言っておりましたし、また、伊勢には「みずきロード」っていうんでしょうかね、そういったこともあったりしてですね、これからも頑張ってもらいたいなというふうに思います。

(質問) 副議長も。

(副議長) 昨日ですね、みずきさんの出身の厚生中学校へちょっとおじゃまさせてもらったんですけども、後輩の中学生、それから厚生学区の自治会の役員さんたち、それからずっと支えてきた応援団の方々ですね、自分の家族が走っているみたいに、中学校の中で小旗を振ってすごい応援をしておりました。私が行ったときはもう6位か7位くらい、6位前後くらいですかね、その状態で、中継のテレビっていいですか機械も故障してしまって、どなたかが携帯から映像を撮って、それを大きい画面に写しながら、誰が誰か分からない状態の中で、もう声をからして応援しているみんなの姿を見ておりましたですね、地域として非常に応援してきたんだなという熱いものがありましたし、それから最後に厚生学区の地元の自治会長さんがよくやったと、これからはですね、頑張ってください、みんなこれまで本当に応援していただいてありがとうございました、という皆さんへのメッセージがありましてですね、ローカル的にも、すごく暖かいものを感じましたし、私自身は本当に、その前のいろんな小さな集会でですね、来年はご遷宮やし、今年は伊勢にとってですね、みずきさ



んがオリンピックに行けたらいいなあという話をずっとしてきただけにですね、ちょっとこう、寂しい思いをしますけども、彼女がずっと私たちに夢を与え続けてくれたということで、これからもですね、彼女がまた元気に復活をしていただければと、そんな地元の議員としての思いを持っております。

### ○県議会図書室について

(質問) 瑣末的な話なんですけど、議事堂に図書室がありますが、一般も使えるという形になっていて、ただし普通の図書館ではないということなんで、使い勝手等はある程度変わると思うんですけど、一般利用って開放しているところで、例えばコピーサービスがないとか、そこのところ制限がありますよね。現実問題もしそうであるならば、議員中心、職員中心で使われるなら、最初から一般は立ち入れない形にしてても、それはそれで理屈は通ると思うんですけど、そこを立ち入れさせておきながら、例えば議員にはコピーはサービスでOKだと、そうでない利用者に関して、一般の県民に対して、コピーサービスはしないという話ならば、これは逆に言ったら議員特権を振りかざしていると思える県民もあるかもしれません。その辺、議事堂のですね、図書室の在り方について、いきなりの話であれですけど、議長としていくというか、議会として何かご見解があれば、また次回でも何でも構わないんですけど、出していただけませんかでしょうか。

(議長) あの図書室は、図書館じゃなくて図書室なんですね。図書室は職員とか議員とかですね、資料作成だとか、政策形成のために調べものに行くとかというようなことでありましてですね、かといってそこに県民の方や市民の方が入らせないというようなそんなことではありません。ただ、記者さん言うようにコピーですが、一般の図書館の場合にはコピーサービスというのは、おそらくいいんでしょうが、いわゆる行政側の中の、図書室でございますので、その辺のところというのは、コピーサービスはできませんというようなことを、張り紙等で、今日も見てきましたけども、貼ってありますし、今後もですね、おそらくそういうことになっていくんじゃないかなというふうには思います。

(質問) ということは、現状維持のままで、せつかく県民にも閲覧していただいているんだったら、逆にサービスの部分も拡張するという方向じゃなくて、あくまでも現状維持のままいかれるということですね。

(議長) 今のところそうです。

(質問) 今のところ。何らかの声があれば別ということですか。

(議長) いや、これは地方自治法なんではないでしょうか、館と室との違いがですね、どの辺なのかなということなんですけど、現状は、一般の皆さまには使っていないと、そういうことです。ですからもし記者さんが必要な場合はですね、県政記者クラブにもあるんですかね、そのコピーは。

(質問) いや、だからその場合、図書室から持ち出せないじゃないですか。貸し出しはできないんですから。一般の図書館と違うという話なんです。そのところが整備されないまま、中途半端に開放しているから、中途半端なことが起きているわけですね。逆に言ったら、最初から一般県民は入れませんという形でやってれば、それはそれで問題ないと思います。そこを変にアメなめさす形かなんか分かんないんですけど、中途半端にやってるから、図書館、県立図書館とどう違うんだという話になるし、逆にじゃあ議員もですよ、県立図書館あるわけだから、コピーが必要なら県立図書館でもらえばいいじゃないですか。でもここについて、議員はコピーの供用にあずかってですよ、一般県民は入れるにも関わらずそれをしないとすれば、当然ここにハザードができますよね。それがいかなものかということです。先進県議会がそういう形でいいのかどうかというのは、当然何らかの話が出ることはありますよね。

(議長) その辺のところをですね、整理させていただきます。例えば、一般県民の方々に利用してもらってもいいけども、コピーサービスはできないということを知徹底するとかですね、そういうふうにはさせていただきます。

( 以 上 ) 10時59分 終了